



平成 28 年 3 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社イムラ封筒
代表者 取締役社長 井村 優
(コード番号 3955)
問合せ先責任者 取締役経営企画部長 食野 直哉
(TEL 06-6910-2511)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 15 日開催の取締役会において、単元株式数および定款の一部変更について決議し、また、同取締役会において、平成 28 年 4 月 21 日開催予定の第 66 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めましたことから、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 8 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の 76,000 千株から 38,000 千株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 28 年 8 月 1 日をもって、同年 7 月 31 日（実質上 7 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、2 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行株式総数（平成 28 年 1 月 31 日現在）	21,458,740 株
今回の併合により減少する株式数	10,729,370 株
株式併合後の発行株式総数	10,729,370 株

（注）「今回の併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行株式総数」は、株式併合前の発行株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

（平成 28 年 1 月 31 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,759 名（100.0%）	21,458,740 株（100.0%）
2 株未満	211 名（ 12.0%）	211 株（ 0.0%）
2 株以上	1,548 名（ 88.0%）	21,458,529 株（100.0%）

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法第 234 条および第 235 条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 8 月 1 日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 上記「2. (1) 併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するための現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 28 年 8 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規程の根拠条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,600 万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>（補欠監査役）</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,800 万株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 6 条（発行可能株式総数）および第 8 条（単元株式数）の変更は、平成 28 年 8 月 1 日をもって、効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は効力発生日の経過後これを削除する。</u></p> <p>（補欠監査役）</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>

(3) 定款変更の条件

第 6 条および第 8 条については、本定時株主総会において、「1.単元株式数の変更」および「2.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 28 年 3 月 15 日
定時株主総会決議日	平成 28 年 4 月 21 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 28 年 8 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 28 年 8 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 28 年 8 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 8 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 7 月 27 日となります。

以上